

# 自然災害など住まいの備えは大丈夫でしょうか!?



# FPにゆうす

令和5年度の移住希望ランキングで群馬県が全国1位に選ばれました。いくつかの理由の1つに、災害リスクが低い地域ということも入っています。ですが、ここ数年、<sup>ひょう</sup>雹による被害や大雨による河川の氾濫などが局地的に起きており、「わが家は大丈夫」と安心できない状況です。

気候変動や地球温暖化の影響が原因のひとつとみられる自然災害の被害は年々深刻化しています。

## なぜ、保険で備えが必要なのでしょう?

近隣からのもらい火で火災が発生した場合でも「失火責任法」により、火元に重過失がない限り、自分の加入している火災保険等で家を再建しなければならないので何かしらの備えは必要です。

自然災害などの場合、被災者生活再建支援金が給付される場合があります。被災者の生活再建に役立てることを目的としているこの制度は、自然災害で全壊10世帯以上の被害が発生した市町村に適用されます。ただし、単身世帯の場合、受け取れる支援金は記載されている金額の3/4になります。この金額をどう考えるかが大切です。

	基本支援金(被害程度)	加算支援金(再建方法)	合計
全壊・解体 長期避難	100万円	・建設・購入 200万円 ・補修 100万円 ・賃借(公営住宅を除く)50万円	300万円 200万円 150万円
大規模 半壊	50万円	・建設・購入 200万円 ・補修 100万円 ・賃借(公営住宅を除く)50万円	250万円 150万円 100万円
中規模 半壊	なし	・建設・購入 100万円 ・補修 50万円 ・賃借(公営住宅を除く)25万円	100万円 50万円 25万円

(被災者生活再建支援金支給額)

その他、災害弔慰金、災害障害見舞金、社会保険料や税金の減免・免除、仮設住宅などへの入居、災害復興住宅融資、生活福祉資金貸付制度などさまざまな支援がありますが、支援制度を受けるためには罹災証明の手続きが必要になります。

## 火災保険(共済)が支払い対象となる事故を調べてみましょう

基本の補償と自然災害などの場合に支払われる金額を確認します。

### 火災保険

住宅用の火災保険(共済)は、建物と家財と別々に契約

します。分譲マンションの場合は、専有部分が対象となります。賃貸の場合は、家財のみ契約します。

火災・落雷・破裂・爆発、消火活動などを原因とした破壊による損害、風災、雪災、<sup>ひょうさい</sup>雹災、台風、暴風雨による水災・水害、落下、飛来、衝突などが火災保険の対象となっています。

風水害による住宅の損害の場合、「水災」や「自然災害」を付帯しないと十分な補償を受けられないケースもあるので、確認が必要です。

その他、臨時費用や傷害費用、持ち出し家財の損害なども支払われることになっています。請求しないと支払われない場合もあるのでチェックしておくことも大切です。

### 地震保険

地震保険は、被災後の生活再建を支えることを目的とした、国と民間の保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。地震・噴火・津波などを原因とする火災や損壊などは、火災保険だけでは一部しか補償されません。必要に応じて地震保険も付帯しておきましょう。「CO・OP火災共済」では、自然災害を付帯することで補償されます。

## さあ、見直しを実行しましょう!

まずは、住んでいる地域のハザードマップなどを入手して、震度分布図・洪水災害・土砂災害地域など参考にして、我が家に必要な補償を見極めます。火災保険は種類によって、損害保険の「火災保険」のほかに「火災共済」が各種あり、いろいろな災害に対する補償などには、特約を付帯することで補償の範囲はさらに広がります。

我が家に必要と思われる最適な補償と商品を選ぶこと、また過度に保険料負担が増えないようにすることも重要です。

コープのLPAグループでは、保障の見直しや公的年金のしくみ、税金の基礎知識など、暮らしに関わるお金に関する無料の学習会を準備しています。

下記の二次元コードよりお問い合わせください。



今月の担当  
ファイナンシャル・プランナー  
くげ かおる  
久下 香

